入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年２月19日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長　中島　　靖

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和２年度与那原２号橋上部工（下り）工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　沖縄県島尻郡与那原町字与那原地内

⑷　工事内容　ＰＣ橋工、コンクリート橋足場等設置工

⑸　工期　契約締結の翌日から令和３年３月31日まで。

⑹　本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（技術提案評価型Ｓ型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するとともに、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査・評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。

⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑽　本工事は、総合評価方式における技術提案の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。

⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける工事である。

⑿　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンドの対象工事である。

⒀　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

⒁　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46－２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

⒂　本工事は、週休２日の取り組みを推進する工事である。

⒃　本工事は、男女別の環境改善型トイレ（「快適トイレ」という）の設置について、推進する工事である。

⒄　本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。

⒅　本工事は、熱中症対策として日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う試行工事である。

⒆　本工事に係る落札及び契約締結は、本工事に係る令和２年度予算成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶの構成員は最大２社とする。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち、「プレストレスト・コンクリート工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　単体有資格業者、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、特定ＪＶの代表者及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記に示す要件を有すること。

(a)　単体有資格業者は、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①、②、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

(b)　経常ＪＶにあっては、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、構成員の１社以上が、次に掲げる①、②、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

(c)　特定ＪＶの代表者は、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①、②、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

(d)　特定ＪＶの代表者以外の構成員は、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①、④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

②　橋梁形式が床版橋を除くＰＣ橋であること。

③　架設工法が下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法

・トラッククレーンステージング工法（クローラークレーン含む）

④　橋梁形式がＰＣ橋であること。

ただし、①、②、③および①、④は同一工事であること。

当該実績が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち次に示す実績にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　単体有資格業者、経常ＪＶ、特定ＪＶの代表者及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②(a)単体有資格業者は、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑷①、②、③に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

(b)経常ＪＶにあっては、構成員の１社以上が、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑷①、②、③に掲げる工事の経験を有する者であること。

(c)特定ＪＶの代表者は、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑷①、②、③に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

(d)特定ＪＶの代表者以外の構成員は、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑷①、④に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。